

省エネ法の改正案が閣議決定

エナジーセーブ



コンサルタント
米田 桜子氏

に関する法律（省エネ法）においては、持続可能な省エネ対策を進めていく観点から省エネ法の改正を実施し、所要の措置を講じることが目的だ。あわせて、経具体的な改正内容は大きく2点。①建築材料に、②電力ピークの需要家側における対策

平成22年に大幅改正された省エネ法に更なる改正が行われようとしている。法改正の趣旨は「経済の発展のために、エネルギー需給の早期安定化を図り、省エネ対策が進みます。（具体的には、省エネ法の努力目標の算出方法を見直す）」としているが、この改正是、省エネ法の一部を改正する法律案が閣議決定された。これにあわせて、経済産業省は同日に同法律案を第183回通常国会に提出すると発表した。

今年3月5日、エネルギー需給の早期安定化を図るため、エネルギーが不可欠であり、供給体制の強化に万全を期す。家側における対策が追加されると、省エネ法の改正が行われようとしている。

法律改正の概要（抜粋）

①建築材料等に係るトップランナー制度	これまでトップランナー制度は、エネルギーを消費する機械器具が対象。今般、自らエネルギー消費しなくとも、住宅・ビルや他の機器等のエネルギーの消費効率の向上に資する製品を新たにトップランナー制度の対象に追加する。具体的には、建築材料等（窓、断熱材等）を想定。企業の技術革新を促し、住宅・建築物の断熱性能の底上げを図る。
②電力ピークの需要家側における対策	需要家が従来の省エネ対策に加え、蓄電池やエネルギー管理システム（BEMS、HEMS）、自家発電の活用等により、電力需要ピーク時の系統電力の使用を低減する取組を行った場合に、これをプラスに評価できる体系にする（具体的には省エネ法の努力目標の算出方法を見直す）

のピークカット対策が重要視されるようないでしょか」との認識だ。

「平成22年度の改

正省エネ法の骨子は、事業者単位に対象が拡大され、エネルギー使用量が原油換算で年間1500KL以上の中堅事業者はすべて対象になります」（米田氏）

になります」（米田氏）

になります」（米田氏）